資料１

地域医療ネットワーク活用推進事業

医療政策課

1　目的

急性期病院や回復期病院、かかりつけ医間でカルテや処方薬、レントゲン画像等患者情報を共有する医療情報連携を行い、検査や投薬の重複を抑制し医療の効率化を図るとともに、専門医による診療支援や患者紹介体制を構築し、地域医療連携の推進を図る。

2　補助対象者

医療機関の開設者、市町村、郡市医師会、知事が認める団体

3　補助対象経費

ICTを活用した地域医療ネットワーク構築に要する経費

二次・三次医療圏での医療機関間での医療情報連携を行うためのネットワーク整備に要する経費

※地域医療ネットワーク構築にあたり保健医療情報分野の標準規格（厚生労働省標準規格）（平成22年３月31日 医政発0331第１号）において標準規格が示されている機能を搭載する場合には、当該標準規格を実装すること。

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴　補助基準額

21,390千円

ただし、医療機関ごと個別に分散設置していたネットワークシステムを統合・集約し、サーバ等を共同設置することで、その統一性・安全性の向上、情報共有の利便向上等を図ろうとする整備事業に関しては、分散設置していた医療機関のうち共同設置を行うものの数に上記の額を乗じた額とする。

⑵　補助率

１/３以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷　その他整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

⑶　この事業の申請を検討する場合は、事前に医療政策課医療係に相談すること。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担当　医療係　石曽根
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medhical@pref.nagano.lg.jp

資料２

病院機能分化理解促進支援事業

医療政策課

1　目的

医療提供体制の「グランドデザイン」に基づき、「地域型病院」と「広域型病院」による役割分担を進めるため、地域密着型機能を担う病院が地域住民向けに行う自院の担う役割等を発信する取組を支援することで、地域住民の適切な受療行動を促進する。

2　補助対象者

一般病床及び療養病床の合計許可病床数が 200 床未満の病院の開設者

3　補助対象経費

広域的な機能（※１）を担う病院と連携し、自院の役割等を地域住民に発信する取組（※２）に要する経費（謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）

※１　次に掲げる機能とする。

都道府県がん診療拠点病院、がん診療連携拠点病院、一次脳卒中センターコア認定施設、大動脈解離及び心筋梗塞等の救急医療に対応できる病院、救命救急センター、災害拠点病院、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、地域医療人材拠点病院　等

※２　地域住民に発信する取組は、公開講座、出前講座、病院広報誌の発行等を対象とし、

①　地域の医療機関の役割分担と連携体制の現状、

②　その中で果たしている自院の役割、

③　地域の医療体制を今後維持していくために住民に求める受療行動のあり方

を伝える内容が含まれており、受療行動を適正化することの必要性について理解を促進する取組であることを条件とする。（発信する内容の例は別紙参照）

4　交付条件

⑴　令和 10 年（2028 年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴　補助基準額

１件あたり 1,000 千円

⑵　補助率

１／２以内

6　その他特記事項

予算の範囲内での補助となるため、多数の交付要望により補助を受けられない場合があること。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担当	企画管理係　市川
直通電話	026-235-7145
ファクシミリ	026-223-7106
電子メール	kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp

資料３

在宅医療実施拠点整備事業

医療政策課

1　目的

県医師会、郡市医師会を主体とした、多職種や地域住民との協働による医療と介護連携体制の構築及び地域内の医療機関の在宅医療への参入に関する取り組みへの支援を行い、在宅医療実施のための拠点整備を推進する。

2　補助対象者

長野県医師会、郡市医師会

3　事業内容及び補助対象経費

⑴　事業内容（例）

- 医療資源調査、マップ作成
- 在宅医療を担う医師、看護師を対象とした研修会の開催
- 主治医制、副主治医制による在宅医療体制の構築
- 在宅医療を担う医師・後方支援病院・訪問看護等多職種との連携体制構築
- 医療従事者、介護事業者との連携による地域ケア会議の運営支援

⑵　補助対象経費

ア　ハード事業

パソコン等拠点整備に必要な設備整備に係る経費

イ　ソフト事業

会議費、報償費、交通費、事務費等の実施拠点整備に係る経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

設備整備（ハード）…１/３以内、ソフト…１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷　その他整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　久保
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料４

在宅医療推進協議会等設置運営支援事業

医療政策課

1　目的

県医師会と県が連携し、在宅医療推進協議会や各種検討委員会を設置することで、関係団体を含めた在宅医療提供体制の構築整備を行う。

2　補助対象者

長野県医師会

3　補助対象経費

多職種による地域の在宅医療に係る協議会や、地域に適した在宅医療連携体制の整備のための検討会その他の在宅医療推進協議会等の開催に要する経費（旅費、消耗品、会場費など）

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。
⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

定額

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）
⑵　事業計画書（別紙⑵）
⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　久保
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料５

がん診療施設設備整備事業

疾病・感染症対策課

1　目的

標準的ながん診療を行う体制の整備を図るとともに、地域がん診療連携拠点病院との連携体制の整備を図る。

2　補助対象者

がん診療の医療提供体制の脆弱な二次医療圏における標準的ながん治療を行う医療機関の開設者

3　補助対象経費

がん診療機能強化のための施設整備及び医療機器整備に要する経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であることを原則とする。複数年の事業計画となる場合にはご連絡ください。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴　補助基準額

１か所当たり33,000千円（補助上限額11,000千円）

⑵　補助率

１/３以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷　その他整備する施設又は設備の構造、能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担　　当　　がん・疾病対策係　臼田
直通電話　　026－235－7150
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　　gan-shippei@pref.nagano.lg.jp

資料６

歯科口腔保健医療機器整備事業

健康増進課

1　目的

病院において、周術期等の口腔機能管理体制を整備し、必要な歯科治療を施すことや専門的口腔ケアを徹底することで、経口栄養摂取による体力回復期間の短縮やQOLの向上を促進し、退院支援につなげることを目的とする。

2　補助対象者

がん・糖尿病等の拠点的病院及びそれに準ずる医療機関
（地域の実情に応じた、医科歯科連携を実施又は検討する病院・医療機関等）

3　補助対象経費

歯科口腔保健医療機器の購入等に要する経費

4　交付条件

⑴ 令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。
⑵ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

⑴ 補助基準額

機器整備上限額

- 歯科診療用ユニット　… 4,074千円
- 訪問歯科診療用ポータブルユニット　… 1,425千円
- パノラマレントゲン撮影器　… 5,094千円
- 嚥下内視鏡VE　… 2,547千円
- 上記以外の機器　… 実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額

⑵ 補助率

１/３以内

6　提出書類

⑴ 経費所要額調（別紙⑴）
⑵ 事業計画書（別紙⑵）
⑶ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し
⑷ その他整備する施設又は設備の構造、能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴ 交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵ 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当	健康増進課　野池
直通電話	026－235－7112
ファクシミリ	026－235－7170
電子メール	kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料７

在宅歯科口腔保健医療研修事業

健康増進課

1　目的

在宅歯科口腔医療に関して、地域包括ケアセンターや訪問看護ステーション等の在宅医療に関する医療関係者等と研修、協議を行うことで、在宅歯科口腔医療に関する知識の普及を図り、以て、在宅療養患者が必要としている歯科口腔医療を実施し、また口腔ケアを充実することを目的とする。

2　補助対象者

医療機関の開設者、郡市歯科医師会、特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会

3　補助対象経費

在宅歯科口腔医療に関する多職種の人材育成を支援する研修会の開催に要する経費

4　交付条件

⑴ 令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

- 医療機関の開設者、郡市歯科医師会　…　１/２以内
- 特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会　…　定額

6　提出書類

⑴ 経費所要額調（別紙⑴）

⑵ 事業計画書（別紙⑵）

⑶ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴ 交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵ 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　健康増進課　野池
直通電話　026－235－7112
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料８

在宅療養退院支援事業

医療政策課

1　目的

入院患者の在宅復帰をフォローするため、医療機関、訪問看護ステーション等の連携体制の整備を行い、在宅患者の急変時受入や入院療養中患者の在宅療養への移行を円滑にし、地域における在宅医療を推進する。

2　補助対象者

病院の開設者

3　事業内容及び補助対象経費

⑴　事業内容

在宅患者の急変時受入及び医療機関、訪問看護ステーション等と連携した退院調整のための支援体制の立ち上げから３年間の専任職員１名の新設または増員に係る人件費等に対し支援する。

⑵　補助対象経費

在宅療養退院支援体制の立ち上げに伴う専任職員設置に係る人件費、専任職員のスキルアップを目的とした研修会の開催経費（謝金、印刷費、旅費等）、設備整備費等

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴　補助基準額

人件費については原則１名とし、補助基準額を月20万円とする。

⑵　補助率

施設・設備整備（ハード）…１/３以内、ソフト…１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷　その他整備する施設又は設備の構造、能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　久保
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料９

在宅医療普及啓発・人材育成研修事業

医療政策課

1　目的

在宅医療の推進のため、医療機関や地域医師会による地域住民向けの在宅医療に関する研修会や在宅医療に取り組む医療関係者向けの学習会等の開催を支援し、在宅医療やかかりつけ医の普及啓発及び在宅医療実施機関の連携体制の充実を図る。

2　補助対象者

医療機関の開設者、知事が認める団体

3　補助対象経費

在宅医療やかかりつけ医に関する次の事業に要する経費（謝金、旅費、印刷製本費、会場使用料、通信費等）

・地域住民を対象とする、在宅医療やかかりつけ医に関する啓発研修会の開催等及び広報活動（講演会開催経費、ＰＲ用の印刷物制作費など）
・先進的取組を行う医師を講師とする、医療関係者の資質向上研修

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。
⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

設備整備（ハード）…１/３以内、ソフト…１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）
⑵　事業計画書（別紙⑵）
⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し
⑷　その他整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　久保
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料 10

在宅医療設備整備事業

医療政策課

1　目的

在宅医療のニーズが高まる中、地域の在宅医療提供体制を充実させるため、訪問診療や訪問看護を実施する医療機関が行う、訪問医療用設備等の整備を支援する。

2　補助対象者

病院、訪問看護ステーションの開設者

3　補助対象経費

訪問医療の実施に必要な訪問用車両（※1・2）、医療機器、患者情報共有用のICTツール（※3）の整備に係る経費

（※１）　訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションに係る職員を１名増員し、車両１台につき月訪問件数を80件以上増加させる体制を確保する場合を対象とする。

（※２）　本事業により補助を受けた車両の台数が通算４台を超えない場合に対象とする。

（※３）　情報端末機器のみを整備する場合は、１台につき、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションの月訪問件数を10件以上増加させる見込がある場合を対象とする。

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴　補助基準額

ア　訪問用車両

１台につき1,527千円（補助上限額509千円、１か所当たり２台まで）

イ　医療用機器

3,057千円（補助上限額1,019千円）

ウ　ICTツール

4,584千円（補助上限額1,528千円）

⑵　補助率

１/３以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷　その他整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担当	医療係　久保
直通電話	026-235-7131
ファクシミリ	026-223-7106
電子メール	medical@pref.nagano.lg.jp

資料 11

在宅歯科口腔医療設備整備事業

健康増進課

1　目的

在宅歯科口腔医療を実施する医療機関等に対して、必要な在宅歯科口腔医療機器や訪問歯科診療車等を整備し、在宅での歯科口腔保健や訪問歯科診療を推進することを目的とする。

2　補助対象者

医療機関の開設者、一般社団法人長野県歯科医師会

3　補助対象経費

在宅歯科口腔医療用機器等の設備整備に要する経費

4　交付条件

⑴ 令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

⑴ 補助基準額

機器整備上限額

- 訪問歯科診療用ポータブルユニット　…　1,425千円
- 嚥下内視鏡VE　…　2,547千円
- 上記以外の機器　…　実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額

⑵ 補助率

１/３以内

6　提出書類

⑴ 経費所要額調（別紙⑴）

⑵ 事業計画書（別紙⑵）

⑶ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷ その他整備する設備の能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴ 交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵ 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担当　健康増進課　野池
直通電話　026－235－7112
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料 12

地域在宅歯科口腔医療実施拠点事業

健康増進課

1　目的

在宅歯科口腔医療を推進するため、県歯科医師会館内（長野市）に設置している在宅歯科口腔医療連携室を中心として、地域で拠点となる窓口を設置し、連携室との連携を強化するほか、拠点圏域での機器貸出、各種支援センターとの連携、照会、相談等、地域での要望に柔軟に対応することを目的とする。

2　補助対象者

郡市歯科医師会

3　補助対象経費

在宅歯科口腔医療を推進するための連携拠点窓口の設置運営に要する経費

4　交付条件

⑴ 令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

⑴ 補助基準額

以下に示す金額を上限額として項目ごと算出された額の合計額

- 電話代（１か月）　…　10千円
- 事務用品（１か月）　…　10千円
- 広告費（開設年のみ、年間）　…　100千円
- その他連携拠点窓口の設置運営に要する経費…　実支出額の範囲内で知事が必要と認めた額

⑵ 補助率

１/２以内

6　提出書類

⑴ 経費所要額調（別紙⑴）

⑵ 事業計画書（別紙⑵）

⑶ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）の写し

⑷ その他整備する施設又は設備の構造、能力、規格等が分かる書類（カタログ、仕様書、図面等）

7　その他特記事項

⑴ 交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵ 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　健康増進課　野池
直通電話　026－235－7112
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料 13

訪問看護研修支援事業

医師・看護人材確保対策課

1　目的

デジタル化が進み訪問看護の現場においても新たな技術や知識の取得が求められている中で、訪問看護師が行うICTを活用したケアや適切な判断および処置などの看護技術向上を目的とした研修等の実施を支援し、訪問看護サービスの体制強化を図る。

2　補助対象者

県内に所在する医療機関及び知事が適当と認める者

3　補助対象経費（事業内容）

研修実施に必要な経費のうち、上記補助対象者が令和９年度内（令和９年４月１日～令和10年３月31日）に負担（支出）した経費（謝金、旅費、印刷・消耗品費、通信運搬費、使用料）

4　交付条件

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

補助率

１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）
⑵　事業計画書（別紙⑵）
⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書・支払伝票等）の写し
⑷　研修内容が確認できる資料

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　看護係　水沢
直通電話　026－235－7142
ファクシミリ　026－235－7377
電子メール　ishikango@pref.nagano.lg.jp

資料 14

薬剤師を活用した在宅医療推進研修等事業

薬事管理課

1　目的

可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムを構築するため、在宅訪問薬剤管理指導業務（※）を行う薬剤師の育成及び質的向上を図る。

※　通院が困難な患者に対し、医師の指示のもと薬剤師が自宅に訪問して服薬管理を実施し、副作用のチェックなどを行いながら、薬物療法が適正に実施されているかどうかを確かめ、より質の高い在宅医療を提供するための業務

2　補助対象者

長野県薬剤師会

3　補助対象経費（事業内容）

薬剤師が在宅医療に参画するための研修会（在宅訪問薬剤管理指導研修会、他職種連携講習会等）及び関連する事業に要する経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

定額

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　薬事温泉係　本間
直通電話　026－235－7157
ファクシミリ　026－235－7398
電子メール　yakuji@pref.nagano.lg.jp

資料 15

医科歯科連携研修事業

健康増進課

1　目的

口腔内疾患が、生活習慣病や全身疾患の憎悪に関連していることを理解し、医科分野と歯科分野の医療関係者が連携協議し、県民の生活習慣病や全身疾患の改善を図る体制を構築することを目的とする。

2　補助対象者

一般社団法人長野県歯科医師会、医療機関の開設者

3　補助対象経費

医科歯科連携に関する研修会・協議会の開催に要する経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

・　一般社団法人長野県歯科医師会　　…　定額

・　医療機関の開設者　　…　１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　健康増進課　野池
直通電話　026－235－7112
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料 16

歯科口腔医療関係者人材育成支援事業

健康増進課

1　目的

進学前の生徒に対し、歯科衛生士や歯科技工士等の歯科口腔保健医療を専門とする職業を紹介することで、歯科口腔医療関係者養成校の進学率を高めるとともに、離職した未就業者に、最新の歯科口腔医療・歯科口腔保健状況について研修や必要な相談、実地指導等を行うことで歯科口腔医療従事者の確保を図ることを目的とする。

2　補助対象者

一般社団法人長野県歯科医師会、特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会、一般社団法人長野県歯科技工士会、長野県歯科衛生士養成校協議会、歯科衛生士養成校、医療機関の開設者

3　補助対象経費

歯科衛生士の確保、復職支援に関する研修会等の開催に要する経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

・　一般社団法人長野県歯科医師会、特定非営利活動法人長野県歯科衛生士会、一般社団法人長野県歯科技工士会、長野県歯科衛生士養成校協議会　…　定額

・　歯科衛生士養成校、医療機関の開設者　…　１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　健康増進課　野池
直通電話　026－235－7112
ファクシミリ　026－235－7170
電子メール　kenko-zoshin@pref.nagano.lg.jp

資料 17

薬剤師復職・就業支援事業

薬事管理課

1　目的

長野県内には薬学教育施設（薬学部）がなく、また、薬剤師を目指し進学した学生は県外で就職することが多いので、人口10万人あたりの薬剤師数は全国平均を下回っている。加えて、地域包括ケアシステムの構築等により薬剤師の必要数は増えており、薬剤師の確保が難しくなっている。

そこで、病院・薬局等で勤務経験があり、現在職に就いていない薬剤師（特に出産や結婚で離職することが多い女性など）の復職及び就業支援を推進するため、地域の病院・薬局等と連携した研修プログラムや復職・就業支援相談会を実施し、円滑な就業支援を行うことで薬剤師を確保していく。

2　補助対象者

長野県薬剤師会

3　補助対象経費（事業内容）

未就業薬剤師等の復職・就業支援策の検討及び復職・就業支援研修会の開催等に要する経費

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

定額

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）

⑵　事業計画書（別紙⑵）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当	薬事温泉係　　本間
直通電話	026－235－7157
ファクシミリ	026－235－7398
電子メール	yakuji@pref.nagano.lg.jp

資料 18

医療従事者救急技能向上支援事業

医療政策課

1　目的

救命救急処置を迅速かつ的確に行うためのBLS（一次救命救急）、ACLS（二次心肺蘇生法）、PALS（小児二次心肺蘇生法）等の資格取得に対して支援をすることにより、救急医療提供体制を整備する。

2　補助対象者

医師、看護師、その他メディカルスタッフのBLS（一次救命救急）、ACLS（二次心肺蘇生法）、PALS（小児二次心肺蘇生法）等資格取得に対し、その受講費用を負担する医療機関等。

3　補助対象経費（事業内容）

研修受講料（講師を病院に招聘し研修を行う場合は、受講料及び講師謝金）

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月までに研修を修了し、資格試験等に合格すること。
⑵　この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）
⑵　事業計画書（別紙⑵）
⑶　補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し
⑷　年間の研修計画（月ごとに研修内容及び受講者数が記載されたもの。様式は任意。）

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　久保
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料 19

看護職員資質向上支援事業

医師・看護人材確保対策課

1　目的

全国的な少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方で、労働人口は減少し、看護職等の医療職者の人材確保は今後益々困難となる。職種間のタスクシフトや限られた人材の有効活用が不可欠となることから、医師の手順書に沿って医行為を行う特定行為研修修了者や、特定の看護分野で高度な知識と技術をもつ認定看護師の育成を支援し、県内の看護師の資質向上の推進を図る。

2　補助対象者

県内に所在する以下の施設開設者

訪問看護ステーション、医療機関及び介護保険施設

※特定行為研修、認定看護師教育課程を受講する看護師本人への補助制度ではないことにご留意ください。

3　補助対象経費（事業内容、以下2点を満たすものとする）

⑴　全ての特定行為区分に係る特定行為研修及び認定看護師教育課程の受講に要する経費

⑵ 補助対象者が負担（支出）した経費

4　交付条件

⑴ 令和９年度内（令和９年４月１日～令和10年３月31日）に開講する研修を受講すること。

⑵ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助基準額及び補助率

補助基準額

① 特定行為研修の受講に係る受講料（入講・入学料、受講料・授業料、実習費）（上限689千円／人）

② 認定看護師教育課程の受講に係る受講料(入講・入学料、受講料・授業料、実習費)(上限1,200千円/人)

③ 県外での特定行為研修及び認定看護師教育課程の受講に係る旅費（交通費、宿泊費）（上限520千円／人）

（大学・大学院に在学する場合は、受講初年度に支払った①、②授業料等のみ対象）

④研修を受講する看護職員の代替看護職員の人件費（給与、賃金、手当及び法定福利費）（上限270千円／人×雇用月数４月）（医療機関を除く）

⑵ 補助率

1/2以内

6　提出書類

⑴ 経費所要額調（別紙⑴）

⑵ 事業計画書（別紙⑵）

⑶ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）の写し

⑷ 募集要項等受講コースの概要が分かる書類

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があります。

⑵ 予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があります。

❑　**本事業に関する問合せ先**

担当　　看護係　　春原
直通電話　　026－235－7142
ファクシミリ　026－235－7377
電子メール　　ishikango@pref.nagano.lg.jp

資料 20

DMATコーディネーター養成支援事業

医療政策課

1　目的

長野県DMAT隊員が、DMATコーディネーター資格取得のために、日本DMAT研修への参加に要する経費に対して支援を行うことで、長野県DMAT隊員のDMATコーディネーター資格取得を推進する。

2　補助対象者

DMAT指定病院

3　補助対象経費（事業内容）

コーディネーター資格取得のための研修参加に係る旅費で病院が負担する費用（交通費、宿泊費、日当等）

4　交付条件

令和10年（2028年）３月までに修了した研修に係る旅費を対象とする。

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金の交付を受けてはならない。

5　補助率

１/２以内

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙⑴）
⑵　事業計画書（別紙⑵）
⑶　補助対象経費の金額が分かる書類
⑷　その他参考となる資料

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。
⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医療係　石川
直通電話　026-235-7131
ファクシミリ　026-223-7106
電子メール　medical@pref.nagano.lg.jp

資料 21

タスク・シフト等推進事業

医師・看護人材確保対策課

1　目的

医師等医療従事者の働き方改革を推進し、時間外労働の短縮及び健康確保を図るとともに、医療の質を向上させるため、医療機関におけるタスク・シフティング（業務の移管）やタスク・シェアリング（業務の共同化）の取組を進め、医療従事者が自らの能力・資質の向上を図り、医療関係職種で互いに連動しながら能動的に対応できる体制づくりの促進を支援する。

2　補助対象者

県内の特定労務管理対象機関、医療関係職種の団体

3　補助対象経費（事業内容）

医師等医療従事者の時間外労働短縮や勤務環境改善等を目的として行われるタスク・シフト/シェアに資する研修の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、運営委託料、会場使用料、その他知事が必要と認める経費とする。

4　交付条件

⑴　令和10年（2028年）３月31日までに完了する事業であること。

⑵　この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

5　交付額の算定方法（補助率及び上限額）

⑴　基準額を650千円とし、補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

⑵　⑴により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率（２分の１以内）を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

6　提出書類

⑴　経費所要額調（別紙(1)）

⑵　事業計画書（別紙(2)）

⑶　補助対象経費の金額が分かる書類

⑷　歳入歳出予算（見込）書の抄本

⑸　その他参考となる資料

7　その他特記事項

⑴　交付条件等は、変更となる場合があること。

⑵　予算の範囲内での補助となるため、多数の交付希望により補助を受けられない場合があること。

❑　本事業に関する問合せ先

担当　医師係　田中
直通電話　026-235-7144
ファクシミリ　026-235-7377
電子メール　doctor@pref.nagano.lg.jp